文中の　　　は、申請者の実情等に応じて適宜変更すべきものです。

（様式２）

|  |
| --- |
| 事前確認書（手続実施結果報告書）（注[[1]](#footnote-2)） |

　　年　　月　　日

|  |
| --- |
| ○○○株式会社 |
| 取締役会御中（注[[2]](#footnote-3)） |

|  |
| --- |
| 確認者の名称（注[[3]](#footnote-4)） |
| 本確認書に係る担当者氏名： |
| 担当者電話番号： |

私は、○○○株式会社（以下「会社」という。）からの依頼に基づき、会社の作成した中小企業等経営強化法の経営力向上設備等のうち経営資源集約化に資する設備に関する設備投資計画の確認申請書（以下「申請書」という。）及びこれに添付された「基準への適合状況」（以下「基準への適合状況」という。）について、以下の手続を実施した。なお、当該手続は、会社が中小企業等経営強化法の経営力向上設備等のうち経営資源集約化に資する設備に関する設備投資計画の確認申請を行うために作成した「申請書」及び「基準への適合状況」に記載された記載内容を対象として確認することを目的とするものである。

**手続の目的（注）**

私は、「申請書」及び「基準への適合状況」に関して、本報告書の利用者が手続実施結果を以下の目的で利用することを想定し、「実施した手続」に記載された手続を実施した。

（１）「申請書」に記載された設備投資の内容（「申請書」５で記載する事項）が、必要十分な設備として、当該設備の導入の目的（「申請書」２で記載する事項）及び事業者の事業の改善に資することの説明（「申請書」４で記載する事項）に照らして整合しているかどうかについて確かめること。

さらに、事業者の事業の改善に資することの説明（「申請書」４で記載する事項）が「基準への適合状況」に記載された「本件M&Aによる効果及び本件設備投資による効果」に照らして整合しているかどうかについて確かめること。

また、「申請書」の「設備投資の内容」に記載された内容（「申請書」５で記載する内容）が、会社において承認された投資計画及び見積書等の根拠資料に照らして整合しているかどうかについて確認すること。

（２）「申請書」の「設備投資の内容」に記載された金額（「申請書」５で記載する金額）が、「基準への適合状況」に記載された設備投資額と整合しているかどうかについて確かめること。

また、「基準への適合状況」に記載された修正ROA又は有形固定資産回転率の各年度の金額が、修正ROAの場合は総資産、売上高、売上原価、販管費、減価償却費及び研究開発費を、有形固定資産回転率の場合は有形固定資産及び売上高の各年度の金額を用いて算定されているかどうかについて確かめること。

さらに、「基準への適合状況」において記載された「本件M&Aによる効果及び設備投資による効果」の金額が当該数値の算出根拠資料に照らして整合しているかどうかについて確かめること。

**実施した手続**（注[[4]](#footnote-5)）（注[[5]](#footnote-6)）

（「申請書」－申請要件及び基礎となる投資計画関連）

1. 「申請書」に記載された設備投資の内容（「申請書」５で記載する事項）が、「申請書」２及び４に記載したとおり、中小企業等経営強化法第１７条第３項に規定する「商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供する施設、設備、機器、装置又はプログラム（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第二項に規定するプログラムをいう。）であって、経営力向上に特に資する」ものとして必要十分な設備であるかどうかについて、会社の□□（役職）○○（氏名）氏（注[[6]](#footnote-7)）に質問した。（＊）
2. 「申請書」に記載された設備投資の内容（「申請書」５で記載する事項）のうち、「金額」について「数量」に「単価」を乗じて計算調べを行った。さらに、「金額」の合計について計算調べを行った。（＊）
3. 「申請書」に記載された設備投資の内容（「申請書」５で記載する事項）のうち、「設備の名称」「型式」「数量」「単価」「金額」について、会社から「申請書」に添付提出するものとして提示された投資計画（以下「投資計画」という。）の記載内容と合致するかどうかについて確かめた。さらに、「投資計画」に会社の代表者又はそれに代わる者の押印があるかどうかについて確かめた。（＊）
4. 「申請書」に記載された設備投資の内容（「申請書」５で記載する事項）のうち、設備別の「金額」について、当該設備に関連するため、「申請書」に添付提出するものとして会社から提示された見積書を集計して突合し、両者が合致するかどうかについて確かめた。（＊）

（「基準への適合状況」－「申請書」及び根拠資料関連）

1. 「基準への適合状況」に記載された修正ROA又は有形固定資産回転率の各年度の金額が、修正ROAの場合は総資産、売上高、売上原価、販管費、減価償却費及び研究開発費を、有形固定資産回転率の場合は有形固定資産及び売上高の各年度の金額を用いて計算調べを行った。
2. 「基準への適合状況」に記載された「本件M&Aによる効果及び本件設備投資による効果」のうち、各年度の売上高について、当該数値の算出根拠資料であり、「申請書」に添付提出するものとして提示を受けた「売上高増加見込額算定表」の増加金額と合致しているかどうかについて確かめた。（＊）
3. 「売上高増加見込額算定表」においては、「投資計画」に記載された取引量を前提として、M&A後において見積もった売上高を比較して、各年度の売上高の増加額を算定していると会社から説明を受けた。これを前提として、「売上高増加見込額算定表」に記載された売上高と「投資計画」に記載された売上額が一致しているかどうか確かめた。
4. 「基準への適合状況」に記載された「本件M&Aによる効果」のうち、各年度の売上原価について、当該数値の算出根拠資料であり、「申請書」に添付提出するものとして提示を受けた「売上原価減少見込額算定表」の減少金額と合致しているかどうかについて確かめた。（＊）
5. 「売上原価減少見込額算定表」においては、「投資計画」に記載された仕入価格及び数量を前提として、M&A後において見積もった売上原価と、「申請書」に記載された過去の売上原価を比較して、各年度の売上原価を算定していると会社から説明を受けた。これを前提として、「売上原価減少見込額算定表」に記載された売上原価と「投資計画」に記載された売上原価が一致しているかどうか確かめた。
6. 「基準への適合状況」に記載された「本件設備投資による効果」のうち、各年度の売上原価について、当該数値の算出根拠資料であり、「申請書」に添付提出するものとして提示を受けた「電力料削減金額算定表」「仕損費削減金額算定表」「修繕費削減金額算定表」の減少金額と合致しているかどうかについて確かめた。（＊）
7. 「電力料削減金額算定表」においては、「投資計画」に記載された生産量を前提として、新規設備について見積もった予想電力消費量と、「申請書」に記載された既存設備の過去2年間の生産記録から当該生産量に相当するものとして算定される電力消費量を比較して、「電力削減見込量」を算定し、これに最近の請求記録から把握した「電力料金額」を乗じて、各年度の電力料の削減金額を算定していると会社から説明を受けた。

これを前提として、以下の手続を実施した。

（１）「電力料削減金額算定表」の「電力削減見込量」に「電力料金額」を乗じて、各年度の電力量の削減金額の計算調べを行った。さらに、各年度の電力料削減見込量について、新規設備の予想電力消費量と既存設備について算定した電力消費量を比較して計算調べを行った。（＊）

（２）「電力料削減金額算定表」の記載事項のうち、新規設備の予想電力消費量と既存設備について算定した電力消費量について、当該数値の算出根拠資料であり、「申請書」に添付提出するものとして会社から提示を受けた「電力削減量算定資料」と合致しているかどうかについて確かめた。

（３）「電力料削減金額算定表」の記載事項のうち、「電力料金額」について、当該数値の算出根拠資料であり、「申請書」に添付提出するものとして会社から提示を受けた「○○年○○月度の電力料金請求書の単位当り電力料金額」の請求記録と合致しているかどうかについて確かめた。（＊）

1. 「基準への適合状況」に記載された「本件設備投資による効果」のうち、各年度の仕損費の削減金額について、当該数値の算出根拠資料であり、「申請書」に添付提出するものとして会社から提示を受けた「仕損費削減金額算定表」の削減金額と合致しているかどうかについて確かめた。（＊）
2. 「仕損費削減金額算定表」においては、「投資計画」に記載された生産量を前提として、新規設備について見積もった予想仕損費発生額と、「申請書」に記載された既存設備の過去2年間の生産記録から当該生産量に相当するものとして算定される仕損費発生額を比較して各年度の仕損費の削減金額を算定していると会社から説明を受けた。

これを前提として、以下の手続を実施した。

（１）「仕損費削減金額算定表」の記載事項のうち、各年度の仕損費削減金額について、新規設備の予想仕損費発生額と既存設備について算定した仕損費発生額を比較して計算調べを行った。（＊）

（２）「仕損費削減金額算定表」の記載事項のうち、新規設備の予想仕損費発生額について、当該数値の算出根拠資料であり、「申請書」に添付提出するものとして会社から提示を受けた「新規設備仕損費算定資料」と合致しているかどうかについて確かめた。（＊）

（３）「仕損費削減金額算定表」の記載事項のうち、既存設備について算定した仕損費発生額について、当該数値の算出根拠資料であり、「申請書」に添付提出するものとして会社から提示を受けた「既存設備仕損費算定資料」と合致しているかどうかについて確かめた。（＊）

1. 「基準への適合状況」に記載された「本件設備投資による効果」のうち、各年度の修繕費の削減金額について、当該数値の算出根拠資料であり、「申請書」に添付提出するものとして提示を受けた「修繕費削減金額算定表」の削減金額と合致しているかどうかについて確かめた。（＊）
2. 「修繕費削減金額算定表」においては、「投資計画」に記載された生産量を前提として、新規設備について見積もった予想修繕費発生額と、「申請書」に記載された既存設備の過去2年間の生産記録から当該生産量に相当するものとして算定される修繕費発生額を比較して、各年度の修繕費の削減金額を算定していると会社から説明を受けた。

これを前提として、以下の手続を実施した。

（１）「修繕費削減金額算定表」の記載事項のうち、各年度の修繕費の削減金額について、新規設備の予想修繕費発生額と既存設備について算定した修繕費発生額を比較して計算調べを行った。（＊）

（２）「修繕費削減金額算定表」の記載事項のうち、新規設備の修繕費発生額について、当該数値の算出根拠資料であり、「申請書」に添付提出するものとして会社から提示を受けた「新規設備修繕費算定資料」と合致しているかどうかについて確かめた。（＊）

（３）「修繕費削減金額算定表」の記載事項のうち、既存設備について算定した修繕費発生額について、当該数値の算出根拠資料であり、「申請書」に添付提出するものとして会社から提示を受けた「既存設備修繕費算定資料」と合致しているかどうかについて確かめた。（＊）

**手続の実施結果**

（「申請書」－申請要件及び基礎となる投資計画関連）

1. 上記の手続１．について、会社の□□□（役職）　○○○（氏名）氏から、「申請書」の対象とする設備が、「申請書」２及び４に記載したとおり、中小企業等経営強化法第１７条第３項に規定する「商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供する施設、設備、機器、装置又はプログラム（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第二項に規定するプログラムをいう。）であって、事業の生産性の向上に特に資する」ものであり、必要な十分な設備である旨の回答を得た。
2. 上記の手続２．について、計算調べを行った結果、計算結果は「申請書」に記載された設備投資の内容の「金額」及び「金額」の合計と合致した。
3. 上記の手続３．について、「申請書」と「投資計画」を突合した結果、「設備の名称」「型番」「数量」「単価」「金額」の記載内容は合致した。

また、提示された「投資計画」に代表取締役□□□氏の押印が記載されていた。

1. 上記の手続４．について、会社から提示された見積書を集計して「申請書」と突合した結果、設備別の金額は合致した。

（「基準への適合状況」－「申請書」及び根拠資料関連）

1. 上記の手続５．について、「設備投資の内容」と「基準への適合状況」を突合した結果、「設備投資の内容」に記載された金額は「基準への適合状況」に記載された設備投資額と合致した。また、「基準への適合状況」に記載された修正ROA又は有形固定資産回転率の各年度の金額は、修正ROAの場合は総資産、売上高、売上原価、販管費、減価償却費及び研究開発費を、有形固定資産回転率の場合は有形固定資産及び売上高の各年度の金額を用いた計算結果と合致した。
2. 上記の手続６．について、「基準への適合状況」と「売上高増加見込額算定表」を突合した結果、各年度の売上高の金額は合致した。
3. 上記の手続７について、「売上高増加見込額算定表」と「投資計画」を突合した結果、各年度の売上高の金額は一致した。
4. 上記の手続８．について、「基準への適合状況」と「売上原価減少見込額算定表」を突合した結果、各年度の売上原価の金額は合致した。
5. 上記の手続９．について、「売上原価減少見込額算定表」と「投資計画」を突合した結果、各年度の売上原価の金額は合致した。
6. 上記の手続１０．について、「基準への適合状況」と「電力料削減金額算定表」を突合した結果、各年度の電力量の削減金額は合致した。
7. 上記の手続１１．（１）について、計算調べ及び合計調べを行った結果、計算結果は「電力料削減金額算定表」に記載された各年度の電力量の削減金額及び各年度の電力削減見込量と合致した。

上記の手続１１．（２）について、「電力料削減金額算定表」と「電力削減量算定資料」を突合した結果、新規設備の予想電力消費量と既存設備について算定した電力消費量は合致した。

上記の手続１１．（３）について、「電力料削減金額算定表」と「○○年○○月度の電力料金請求書の単位当り電力料金額」の請求記録を突合した結果、「単位当り電力料金額」は合致した。

1. 上記の手続１２．について、「基準への適合状況」と「仕損費削減金額算定表」を突合した結果、各年度の仕損費の削減金額は合致した。
2. 上記の手続１３．（１）について、計算調べ及び合計調べを行った結果、計算結果は「仕損費削減金額算定表」に記載された各年度の仕損費削減金額と合致した。

上記の手続１３．（２）について、「仕損費削減金額算定表」と「新規設備仕損費算定資料」を突合した結果、新規設備の予想仕損費発生額は合致した。

上記の手続１３．（３）について、「仕損費削減金額算定表」と「既存設備仕損費算定資料」を突合した結果、既存設備について算定した仕損費発生額は合致した。

1. 上記の手続１４．について、「基準への適合状況」と「修繕費削減金額算定表」を突合した結果、各年度の修繕費の削減金額は合致した。
2. 上記の手続１５．（１）について、計算調べ及び合計調べを行った結果、計算結果は「修繕費削減金額算定表」に記載された各年度の修繕費削減金額と合致した。

上記の手続１５．（２）について、「修繕費削減金額算定表」と「新規設備修繕費算定資料」を突合した結果、新規設備の修繕費発生額は合致した。

上記の手続１５．（３）について、「修繕費削減金額算定表」と「既存設備修繕費算定資料」を突合した結果、既存設備について算定した修繕費発生額は合致した。

**業務の特質**

上記の手続は、会社が行う中小企業等経営強化法の経営力向上設備等のうち経営資源集約化に資する設備に関する投資計画の確認申請に関連して実施したものであり、全体としての「申請書」又は「基準への適合状況」の各記載事項に対する監査意見又はレビューの結論の報告を目的とした一般に公正妥当と認められる監査の基準又はレビューの基準に準拠するものではない。

したがって、私は、「申請書」又は「基準への適合状況」の記載事項について、将来情報の予測の正確性に関する結論や保証を含め、手続実施結果から導かれるいかなる結論の報告も、また保証の提供もしない。また、実施した手続が十分であるかどうかについての結論の報告もしていない（注[[7]](#footnote-8)）。

**配布及び利用制限**

本報告書は、会社の中小企業等経営強化法の経営力向上設備等のうち経営資源集約化に資する設備に関する設備投資計画の確認申請のために作成されたものであり、他のいかなる目的にも使用してはならず、確認申請以外の目的で配布及び利用されるべきものではない。

（以　上）

1. （注） 公認会計士又は監査法人（公認会計士等）は、日本公認会計士協会専門業務実務指針4400「合意された手続業務に関する実務指針」に準拠して本業務を実施することができる。この場合、「その他の実施結果の利用者」に関しては、同実務指針A9項及びA10項を参照する。また、表題を「合意された手続実施結果報告書」とする他、本文例の実施者の肩書、見出し、業務依頼者及び業務実施者の責任、職業倫理及び品質管理等について、同実務指針の文例を参照して、適宜改変することができる。ただし、この場合においても「手続の目的」区分はこのままの記載とする。 [↑](#footnote-ref-2)
2. （注） 宛先は、申請者とする。または、「代表取締役　　ｘｘｘｘｘ　殿」とする等、実情に応じて、適宜、記載を行う。 [↑](#footnote-ref-3)
3. （注） 確認作業を行った公認会計士・税理士の氏名を記載する。 [↑](#footnote-ref-4)
4. （注）本業務において、通常実施することが想定される手続の他、認定申請を行う事業者による「投資計画」及び「基準への適合状況」の数値の捕捉・集計の実情に応じて、必要な手続を例示している。

   なお、通常実施することが想定される手続については、各手続の末尾に（＊）を付している。 [↑](#footnote-ref-5)
5. （注）各手続において示されている書類（例えば、「電力料削減金額算定表」）は減免申請を行う事業者の作成・保存している記録の実情に応じた名称を記載する。 [↑](#footnote-ref-6)
6. （注）回答者の会社における肩書き及び氏名を記載する。回答者は「申請書」及び「基準への適合状況」の作成について責任を負う者（事業部長等、会社の代表権を有する者以外の者を含む）とする。 [↑](#footnote-ref-7)
7. （注） 公認会計士等が業務を行う場合には、〔日本公認会計士協会専門業務実務指針4400〕を参考として、例えば、次のような表現を「業務の特質」に追加することができる。

   *「当監査法人が一般に公正妥当と認められる監査の基準若しくはレビューの基準に準拠してこれらの売上高及び指標の監査若しくはレビューを実施した場合、手続を追加して実施した場合又は手続の範囲を拡大した場合、報告すべき事項が新たに発見される可能性がある」* [↑](#footnote-ref-8)